

4. 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法見直しの必要性

一般国道298号東京外かく環状道路は、交通渋滞の緩和、交通の円滑化、交通事故の減少等さまざまな整備効果をもたらしました。

しかしながら、昭和43年度および44年度に $W=40\text{m}$ で都市計画決定し、昭和45年度に事業化されたものですが、その後、沿道市から環境問題として十分な対策を要望され、環境施設帯 $W=20\text{m}$ を両側に設けた道路構造の見直しを行い、昭和60年度に $W=62\text{m}$ で都市計画変更を行ったものです。

その後、平成7年度の供用を目指して、事業を推進してきましたが、用地難航案件が全線に存在し、事業認定手続きを進めながら、用地を取得してきた結果、当初の供用目標を3年遅延し、平成10年度の全線供用（暫定）となりました。

今後、事業を行うに当たっては、計画的に事業を進め、用地買収においては、速やかに事業認定手続きに移行するなど、早期に整備効果を発現するために、当初の供用目標を達成できるよう、事業推進に努めていくことが重要であると考えます。